制度概要

経営承継準備関連保証 (略称:経営承継準備)			
目	的	中小企業者が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者 の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかる融資に対する保 証を行うこと及び一定の要件を満たす中小企業者についてはそれに加え保証人を徴求しないことにより、経営の承継の円滑化を図り、 もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)		次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする。 (1)会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を称く。以下同じ。)であって、次の①又は200m 事由が生じていることとっき、中小企業における経営の本郷の日常に関する法律で収えの生活体第33号。以下信という。第12条第1項第1号中の規定による経済産業大臣の設定を受けていること。 ①他の中小企業者の企業者が企業者が会せていることの設定を受けていること。 ②他の中小企業者が会けためる場合にあっては、当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①及び(3)①ア、において同じ。)の中から当該他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者が会社である場合にあるとにより。当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該を承継によったする者を確しまったるととはり、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者が他の中小企業者が経営を行ったが関鍵であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の予選を行うたの問題であることにより、当該の中小企業者の経営の事態を行ったの間壁であることにより、当該の中小企業者の経営の予認を定して、次の①又は200事申が生じていることにより、当びのであること。 ②他の中小企業者が経済の基準であって、次の①又は200事申が生じていることにより、当びのであること。 ②他の中小企業者が全齢、健康状態との他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うとが困難であることにより、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うとが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ③次のアスは小ずれかの事申が生じていること及びりに該当することにつき、法第12条第1項第1号への規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ②次のアスは小ずれかの事申が生じている者とであって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 3)会社である中小企業者で年齢、健康状態との中から当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものでかること。 7.他の中小企業者が年齢、健康状態との中から当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うもので金のととい、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うもので参ること。 5)会社である中心企業者で集合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものできることにより、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継でにている経済を産業といる経済を産業者の経営の承継を行うため、当該承継でになることにより、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うもので、当該を使用を行ることにより、当該を表情であることにより、当該を使用を行るといているといているといているといなが、またり、これを行るといているといているといなが、またり、といているといているといているといているといているといているといているといてい	
対 象 資 金		他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)	
保証条件	保証限度額	2億8,000万円以内 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 特別小口保証 2,000万円以内	
	保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	
	返済方法_	分割返済、一括返済(証書貸付の場合は、原則として均等分割返済)	
	貸付形式 担 保	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引 必要に応じて徴求する	
	保証人	必要となる場合がある。ただし、会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限る。)以外の連帯保証人は原則不要	
	貸付利率	金融機関所定利率	
保証料率	基準料率	① ② ③ ④ ⑤ ② ⑤ ② ⑤ ③ ⑤ ③ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤	
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ※有担保割引は適用しない。	
責	任 共 有	①普通保証、無担保保証は責任共有制度の対象 ・・・・金融機関の選択した責任共有制度の方式による。 ②特別小口保証は責任共有制度の対象外(100%保証)	
取	扱 期 間	認定を受けた日の翌日から起算して1年の間に保証申込みを行う	
申添	込 時付 書 類	①都道府県知事の認定書(写。申請書の写しを含む) ②認定申請の添付書類(写) ③申込人が保証対象(3)の資格要件を満たす者として申込む時は、財務要件等確認書 ④その他保証協会が必要とする書類	
留	意 事 項	M&A等、中小企業が、他の中小企業の事業を承継する場合を対象とする。	
実	施日	平成30年12月1日 創設 <u>(令和 6年 9月 2日最終改正)</u>	